

## 茨城県立医療大学情報システム・セキュリティ委員会規程

令和4年6月20日

医療大訓第 1 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、本学の情報システム及び情報セキュリティ（紙媒体も含む。）を一体として、総合的かつ適正に運用していくための独立した組織として、「情報システム・セキュリティ委員会」（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものである。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 情報処理教育を担当する教員1名
- (2) 各学科、各センター（看護学科においては助産学専攻科を含む）、研究科及び付属病院から推薦された専任教員それぞれ1名
- (3) 事務局次長
- (4) 総務課長
- (5) 総務課情報担当職員 1名
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号、第2号及び第6号の委員は、学長が任命する。

### (所管事項)

第3条 委員会は、次の各号にかかる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティポリシーの策定、修正及び運用に関すること。
- (2) 情報セキュリティインシデントへの対処に関すること。
- (3) 情報システム（映像システムを含む。以下同じ。）の企画及び立案に関すること。
- (4) 情報システムの普及及び啓発に関すること。
- (5) 情報システムの維持、管理及び運営に関すること。
- (6) 教職員及び学生の情報処理及び情報セキュリティ教育に関すること。
- (7) その他情報セキュリティポリシー又は学内の情報システムに関すること。

### (任期)

第4条 第2条第1項第1号、第2号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長3名を置き、委員長は、学長が指名する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

### (会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会において議決を要する事項は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(ISIRT の設置)

第8条 本委員会に ISIRT (Information Security Incident Response Team (情報セキュリティにかかわるインシデントに対応するチーム)) を置く。

(作業グループの設置)

第9条 委員会は、必要に応じて作業グループを設置することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

#### 付 則

- 1 この規程は、令和4年6月20日から施行する。
- 2 茨城県立医療大学情報システム部会規程(平成7年医療大訓第33-2号)は、廃止する。